

**改正**

昭和59年4月5日規則第21号

平成元年9月30日規則第48号

平成8年12月26日規則第75号

平成9年3月28日規則第14号

平成12年3月28日規則第30号

平成13年3月30日規則第40号

平成16年10月5日規則第57号

平成24年3月30日東京都板橋区規則第30号

令和3年3月30日東京都板橋区規則第22号

東京都板橋区クリーニング業法施行細則

(趣旨)

**第1条** この規則は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）の施行に関し、クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号）、クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号。以下「省令」という。）及び東京都板橋区クリーニング業法施行条例（平成24年板橋区条例第6号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成24年規則30号〕

(書類の経由)

**第2条** 法、省令及び条例の定めるところにより、区長に提出する申請書、届出書その他の書類は、保健所長を経由しなければならない。

一部改正〔平成8年規則75号・9年14号・24年30号〕

(確認済証の交付等)

**第3条** 区長は、法第5条の2の規定により確認をしたときは、別に定めるところによりクリーニング所業務台帳を作成し、別記第1号様式による確認済証を交付する。

一部改正〔平成8年規則75号・16年57号・24年30号〕

(届出済証の交付)

**第4条** 区長は、法第5条第2項の規定による届出があつたときは、届出者に対し別記第2号様式

による届出済証を交付する。

追加〔平成16年規則57号〕、一部改正〔平成24年規則30号〕

**付 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、都規則によつて作成された様式用の紙で、現に残存するものは、なお、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**付 則**（昭和59年4月5日規則第21号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成元年9月30日規則第48号）

この規則は、平成元年10月1日から施行する。

**付 則**（平成8年12月26日規則第75号）

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成9年3月28日規則第14号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

**付 則**（平成12年3月28日規則第30号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区クリーニング業法施行細則に基づいて作製された様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**付 則**（平成13年3月30日規則第40号）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区クリーニング業法施行細則に基づいて作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**付 則**（平成16年10月5日規則第57号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区クリーニング業法施行細則に基づいて作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

付 則（平成24年 3 月30日東京都板橋区規則第30号）

- 1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区クリーニング業法施行細則に基づいて作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（令和 3 年 3 月30日東京都板橋区規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にある旧様式による様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記

第1号様式（第3条関係）

第 号

営業者住所

氏 名

年 月 日付けで開設届のあった下記のクリーニング所については、クリーニング業法第5条の2の規定により確認する。

年 月 日

東京都板橋区長

記

1 施設の名称 \_\_\_\_\_

2 施設の所在地 \_\_\_\_\_

全部改正〔令和3年規則22号〕

第2号様式（第4条関係）

第 号

営業者住所

氏 名

上記の者は、クリーニング業法第5条第2項の規定により、下記のとおり無店舗取次所の届出をしたことを証します。

年 月 日

東京都板橋区長

記

- 1 無店舗取次所の名称
- 2 業務用車両の登録番号又は車両番号
- 3 業務用車両の保管場所
- 4 営業区域